

第4 リスクコミュニケーション*の実施

- 1 監視指導計画の策定の際及び年度途中で監視指導計画を変更する場合は、これを公表し、県民の意見を聴取する。
- 2 食品衛生に関する施策の実施に当たって必要な場合は、これを公表し、県民の意見を聴取する。
- 3 県民の意見の施策への反映については、ホームページを利用したパブリックコメントの募集や意見交換会の開催等を通じて行う。
- 4 食品供給の各段階（フードチェーン）ごとの食の安全確保や、表示の見方等の相談等、必要に応じて関係行政機関等と連携を図りながら消費者等に情報提供を行う。
- 5 家庭における食中毒発生を未然に防止するため、家庭における食品の購入から喫食までの取扱について消費者に対する啓発等を行う。
- 6 ふぐ、野生植物等の専門的知識を要する食材について自家調理を控えるよう周知徹底を図る。

(*) リスクコミュニケーション：消費者、事業者、行政担当者などの関係者が、それぞれの立場から相互に情報や意見の交換をすること。